

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術 予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円 本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び (税込み・配送料実費)

入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

令和6年 令和6年 (2024年) **1** 月 **16** 日 (火)

No. 16058 1部377円 (税込み)

発 行 所

一般財団法人 経済 産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル) 郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3535-5347

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4 (MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト https://www.chosakai.or.ip/

目 次

☆主要判決全文紹介[知財高裁][上]……(1)

主要判決全文紹介

≪知的財産高等裁判所≫ 審決取消請求事件

(「カップ食品 | 発明 - 審決取消請求事件) [上](全2回)

- 令和4年(行ケ)第10117号、令和5年9月12日判決言渡ー

1. 事案の概要

- (1) 本件は、本願の請求項1に係る発明(本願発明)は、特許法第29条第1項第3号に該当し、特許 を受けることができないとした審決の取消訴訟であり、主な争点は、発明の同一性の判断の誤りの 有無である。
- (2) 特許庁における手続の経緯等において、原告らは、発明の名称を「カップ食品」とする発明につ いて、令和2年7月30日(優先権主張 令和元年9月24日)に特許出願(特願2020-129485号。請求 項の数13。以下「本願」という。)をしたが、令和3年4月8日付けで拒絶査定を受けた。原告らは、

知的財産法務を専門分野とする弁護士・弁理士高橋淳は特許侵害訴訟を中心として活動してきました が、近時は、職務発明規定の作成、変更に関するコンサルタント業務に注力しており、多数の書籍、 論文の執筆、セミナー、講演、テレビ出演などを通じて職務発明規定変更の実務の第一人者として知 られており、多数の相談実績を有しています。

みやび坂総合法律事務所は、特許、著作権、商標、不正競争防止法及び意匠等の知的財産法務の他、 職務発明制度を含む知財制度設計に関するコンサルティング・サービスを提供しています。また、企 業法務(海外を含む)に加え、難易度の高い家事事件にも積極的に取り組んでいます。

事務所名、住所、電話及びファックス番号が変更になりました!

みやび坂総合法律事務所

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-27-5 リンクスクエア新宿16階

TEL 050-5534-8882 FAX 03-6701-7231

E-mail jun20dai@gmail.com